

令和5年 8月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和5年8月21日 午後2時 日光市役所東庁舎第3・4会議室

出席農業委員	11名 1番 川村 耕一 2番 手塚 幸子 3番 高橋 和子 4番 福田 絹江 5番 斎藤 敏夫 6番 加藤 英利 7番 神山 隆治 8番 増 渕 勝 9番 高橋久美子 10番 小池 毅 11番 渡邊 悦子
欠席農業委員	なし
出席推進委員	19名 12番 柏 木 武 14番 大島一比古 15番 富田 順子 16番 福田 正明 17番 神山 守 18番 村上 隆 19番 酒 主 学 20番 星野由起夫 21番 西 巻 光次 22番 福田 浩一 23番 柴田 洋一 24番 吉原 浩之 25番 福田 重勝 26番 福田 隆夫 27番 大島 昭吾 28番 阿久津文枝 29番 大貫 宣秀 30番 佐藤 修一 31番 小倉 政一
欠席推進委員	13番 福田富美男
傍 聴 人	なし

第1	—	議事録署名人の指名
第2	—	会期の決定
第3	報告第19号	農地法第4条の規定による許可書の交付について
第4	報告第20号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
第5	報告第21号	農地法第18条（通知）について
第6	議案第55号	日光農業振興地域整備計画の重要変更について
第7	議案第56号	農地法第4条の規定による許可申請について
第8	議案第57号	農地法第5条の規定による許可申請について
第9	議案第58号	非農地証明願について
第10	議案第59号	農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
第11	議案第60号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
第12	議案第61号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について

小又一美事務局長 | それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
 本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。
 農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。
 また、推進委員の福田富美男委員から欠席する旨の届出があり、推進委員につきましては、20名中19名の出席であります。
 また、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。

福田 絹江 議長 　　ただ今から、令和5年8月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
小又一美事務局長 　　本日の議事日程について、事務局長に朗読させます。
（ 議事日程を朗読 ）

福田 絹江 議長 　　日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、議長において指名をいたしたいと思っております。5番 斎藤敏夫委員、6番 加藤英利委員を指名いたします。

福田 絹江 議長 　　日程第2「会期の決定」を行います。
本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
（ 「異議なし。」との声あり。 ）
ご異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。
それでは、議事に入ります。
なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど、簡潔に説明をお願いします。

福田 絹江 議長 　　日程第3、報告第19号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
（ 鯉沼慶主査挙手 ）
はい、鯉沼主査。
鯉 沼 慶 主 査 　　総会資料1ページをお開き下さい。
報告第19号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。
先月の4条申請は2件ございました。許可書につきましても2件交付いたしました。申請人、土地の所在等は総会資料のとおりです。
総会審議日は令和5年7月21日。許可日および指令番号につきましては、令和5年7月21日、日農委指令第4-4号から5号で許可書を発行しております。
以上でございます。
福田 絹江 議長 　　報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。
（ 「なし。」との声あり ）
それでは、次に移ります。

福田 絹江 議長 　　日程第4、報告第20号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
（ 鯉沼慶主査挙手 ）
はい、鯉沼主査。
鯉 沼 慶 主 査 　　総会資料2から3ページをお開き下さい。
報告第20号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。
先月の5条申請は4件ございました。許可書につきましても4件交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は総会資料のとおりです。
総会審議日は令和5年7月21日。許可日および指令番号につきましては、令和5年7月21日、日農委指令第5-19号から22号で許可書を発行しております。

福田 絹江 議長 以上でございます。
 報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。
 (「なし。」との声あり)
 それでは、次に移ります。

福田 絹江 議長 日程第5、報告第21号「農地法第18条(通知)について」を議題
 とし、事務局の説明を求めます。
 (永吉和彦副主幹挙手)
 はい、永吉副主幹。

永吉和彦副主幹 報告第21号 農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。
 総会資料は、4ページから15ページとなります。
 本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告
 となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は
 通知のとおりです。件数は18件で、申請番号1番・2番及び5番から
 18番が市農業公社扱いの利用権の解約、申請番号3番・4番が農業委
 員会扱いの利用権の解約となります。

福田 絹江 議長 以上ご報告いたします。
 報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。
 (「なし。」との声あり)
 それでは、次に移ります。

福田 絹江 議長 日程第6、議案第55号「日光農業振興地域整備計画の重要変更につい
 て」を議題といたします。
 今月の現地調査は、鳥獣害対策部会が担当しております。はじめに増
 淵部会長から全体説明をお願いします。
 (増淵勝農業委員挙手)
 はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員 今月は鳥獣害対策部会が担当いたしました。8月17日に2班体制で
 現地調査を実施いたしました。
 概要について、ご説明いたします。
 「日光農業振興地域整備計画の重要変更について」が1件、「農地法第
 4条の規定による許可申請について」が1件、「農地法第5条の規定によ
 る許可申請について」が7件、「非農地証明願いについて」が4件。
 続いて、班編成と現地調査をされる委員を説明します。
 第1班は大貫委員、阿久津委員、神山職代、福田会長、続いて第2班
 は柴田委員、佐藤委員、増淵です。
 現地調査を報告される委員は、議案第55号「日光農業振興地域整備
 計画の重要変更について」1番は、大貫委員です。
 議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1番は
 神山職務代理者です。
 議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1番は
 柴田委員、2番佐藤委員、3番佐藤委員、4番佐藤委員、5番阿久津委
 員、6.7番大貫委員です。
 議案第58号「非農地証明願いについて」、1番は阿久津委員、2・3
 番は柴田委員、4番神山職代、以上となります。
 それぞれ担当する委員が報告しますのでよろしくお願い申し上げます。
 福田 絹江 議長 ありがとうございます。
 それでは、番号1番について、担当委員の報告を求めます。

大貫宣秀推進委員

(大貫宣秀推進委員挙手)

はい、大貫委員。

わたしは議案第55号の1番を担当いたしました。

総会資料は16ページです。

申出人及び申請地等は資料のとおりです。

本申請は、日光市町谷地内における一般住宅及び駐車場を目的とした農振除外する案件です。

位置図による説明です。

轟小学校から南へ400メートルに位置した場所です。

案内図による説明です。

轟小学校から県道を南へ350メートル進み、さらに南へ50メートルほど入ったところに申請地があります。

公図による説明です。

登記簿地目は原野、現況は田です。

周囲の状況は東側は道路、西側は田、北側は水路、南側は宅地です。

土地利用計画図による説明です。

申請地に木造一般住宅40.47平方メートルと駐車場の建築造成する計画です。上水道は上町谷地区水道組合の水道を利用し、汚水は合併処理浄化槽及び浸透槽で処理します。雨水は敷地内浸透処理です。

申請人は現在隣接地に妻、義母、妻の弟と居住していますが、妻と住む住宅を建築したく申し出るものです。土地所有者は申出人の妻の祖父にあたり、将来的には家族の介護も考えているため住宅の建築するものです。

今回は賃貸借ですが、将来は申出人が土地を求める予定だそうです。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われるので、ご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

福田絹江議長

ありがとうございました。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員

分家住宅の申請です。将来、農業をやりたいとも言っていますので許可することに問題ないと思われますので、ご審議お願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(加藤英利委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

申請地内の高さは異なっていますか。

大貫宣秀推進委員

高さは同じです。

加藤英利農業委員

周囲は擁壁などを設置するのですか。隣のビニールハウスに流れる心配はないのでしょうか。

大貫宣秀推進委員

確認していませんが、状況から農地の入り口は変更されるものと考えられます。

福田絹江議長

他に、何か質問があれば、お受けします。

(「なし。」 の声あり)

福田絹江議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委

員の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員であります。

よって、番号1番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。

福田絹江議長

日程第7、議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について、担当委員の報告を求めます。

(神山隆治農業委員挙手)

はい、神山委員。

神山隆治農業委員

わたくしは議案第56号の1番を担当しました。総会資料17ページをお開きください。

申請人及び申請地等は資料のとおりです。

本申請は、日光市土沢地内において農地改良による一時転用を目的とした4条申請です。

位置図による説明です。南原小学校から西へ500メートルに位置します。

案内図による説明です。南原小学校から西へ500メートルほど進んだところに申請地があります。

公図による説明です。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は、東側は道路、西側は原野、南側は畑と宅地、北側は水路です。

現地には工事請負会社と関係者が立ち会いました。

申請地を盛土し、畑として利用しやすくするものです。

この場所は数年前に日光市発注水路築造工事が行われ、水路擁壁により土地が分断されました。南側の高低差が2.5メートルほどあり、土地の有効利用ができない状況になっております。

日光市発注工事の工事発生土を道路と同じ高さまで盛土し、農地改良工事をしたいとのことです。

周囲の田畑は申請者の所有です。

以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

請地があります。

以上です。

福田絹江議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について報告願ひます。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員

水路工事をする前は下の田から上の畑に出入りしていましたが、水路工事後に下から入れなくなったそうです。現地に盛土をして法面を作り畑に改良するものです。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋委員。

高橋和子農業委員

盛土はどこから持ってくるのでしょうか。どんな土でしょうか

神山隆治農業委員

大桑町地内のもので、畑として利用するのによい土と聞き取りしました。

福田 絹江 議長 (小又一美事務局長挙手)
 はい、小又事務局長。
 小又一美事務局長 東武鬼怒川線大桑駅前の道路改良工事の発生残土を搬入するもので、土質は基本的に関東ローム層の粘性土が主となっています。
 以上です。
 福田 絹江 議長 ただいまの回答でご理解いただけましたか。
 高橋和子農業委員 はい。
 福田 絹江 議長 他に何かありましたら、お受けいたします。
 (加藤英利委員挙手)
 加藤英利農業委員 はい、加藤委員。
 埋め立てするということですが、用水路に土石が流れない対策はどうするのですか。
 福田 絹江 議長 事務局お願いします。
 小又一美事務局長 盛土は粘性土であり、45度の安定勾配で盛りながら、転圧もしていくため、多少の土砂が流れることはあるかもしれませんが、大幅に崩れることがないように段階的に施工し、万全の対策をしていくと説明を受けています。
 以上です。
 加藤英利農業委員 道路の方から埋め立てたとしても、大雨が降った時に川に流れるのではないか。
 小又一美事務局長 可能性としてはあるかもしれませんが、土砂を段階的に埋め立てながら様子を見て行く、水路や田に影響がないよう対応していくと説明を受けています。
 福田 絹江 議長 他に何かありましたら、お受けいたします。
 (大島一比古推進委員挙手)
 大島一比古推進委員 はい、大島委員。
 L型擁壁は今回の申請地に含まれるのでしょうか。
 小又一美事務局長 L型擁壁の内側が申請対象です。
 福田 絹江 議長 他に何かありましたら、お受けいたします。
 (村上隆推進委員挙手)
 村上隆推進委員 はい、村上委員。
 小又一美事務局長 その水路は何の水路ですか。農業用の水路ですか。
 雨水調整池の排水路です。河川に流れていきます。底地は申請者のものです。工事前は雨水調整池の雨水があふれることで、田に流入するなど悪影響がありました。
 福田 絹江 議長 他に何かありましたら、お受けいたします。
 (「なし。」の声あり。)
 福田 絹江 議長 それでは、採決に移ります。
 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 (全員挙手)
 福田 絹江 議長 挙手全員であります。
 番号1番について、原案のとおり許可することに決しました。
 福田 絹江 議長 日程第8、議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について、担当委員の報告を求めます。
 (柴田洋一推進委員挙手)
 はい、柴田委員。

柴田洋一推進委員

わたしは、議案第58号の1番を担当しました。資料は18ページです。

申請人及び申請地等は資料のとおりです。

本申請は、日光市鬼怒川温泉大原地内におきまして、使用貸借により太陽光発電設備を目的とした5条申請です。

申請地は、藤原中学校から北東400メートルに位置します。

藤原中学校前の交差点から東へ100メートル進み、北東へ200メートルほど進んだ右手に申請地があります。

公図による説明。登記簿地目、現況ともに田です。30年くらい前から作付けしていないようで、草が生えていましたが、きれいに管理されていました。周囲の状況は東側は宅地、西側は水路、南側は道路、北側は田です。

現地には測量士、申請人の親が立ち会いました。

申請人は申請地を相続し管理していましたが、今後の土地利用計画を家族で協議した結果、太陽光発電設備を設置し、太陽光発電設備用地として利用したく申請に至りました。

申請地にはくい打ちがしてありました。

申請地に144枚の太陽光パネルを設置する計画です。周囲には高さ180センチのフェンスを設置します。給排水はなく、雨水は敷地内浸透処理とします。

総事業費(1012万円)は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

請地があります。

以上です。

福田絹江議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について報告願ひます。

(増淵勝部会長挙手)

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員

太陽光発電設備申請です。雨水は敷地内浸透です。

問題となるどころもなく、部会では許可相当との統一見解ですので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

福田絹江議長

ただいま、報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村委員。

川村耕一農業委員

売電価格はいくらですか。

柴田洋一推進委員

キロ11円50銭、20年契約です。

福田絹江議長

他に何かありましたら、お受けいたします。

(大島一比古推進委員挙手)

はい、大島委員。

大島一比古推進委員

事務局に聞きたい。使用貸借期間が20年30年と長期間の使用貸借がでてくるが、5条申請の場合は関知しないということになるのか。太陽光発電が続行不能となった場合はどうなるのか。農地復元にできるのか。

小又一美事務局長

農業委員会としての対応は、工事完了報告が提出されるまでになりま

す。完了報告を受理した時点で農地ではなくなり、他の法律の規制対象になります。

福田絹江議長 他に何かありましたら、お受けいたします。
(「なし。」の声あり。)

福田絹江議長 それでは、採決に移ります。
番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

福田絹江議長 挙手全員であります。
番号1番について、原案のとおり許可することに決しました。

福田絹江議長 続きまして、番号2番について、担当委員の報告を求めます。
(佐藤修一推進委員挙手)

佐藤修一推進委員 はい、佐藤委員。
わたしは、議案第57号2番を担当いたしました。
譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。
本申請は、日光市荊沢地内におきまして、売買により一般住宅を目的として転用する5条申請です。
申請地は、今市中学校から東へ50メートルに位置します。
案内図による説明です。今市中学校の東側に申請地があります。
登記簿地目、現況ともに畑です。
周囲の状況は東側、西側、南側は宅地、北側は道路です。
現地には行政書士が立ち会いました。
現地にはくい打ちがされており、境界が確定されておりました
申請地を一般住宅に利用する計画で、給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内浸透処理とします。
以上のことから、周りにも影響がないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

福田絹江議長 ありがとうございます。
次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。
(増淵勝農業委員挙手)

増淵勝農業委員 はい、増淵部会長。
調べてみたら一筆だけ農地が残っていた案件です。許可することに何ら問題ないという検討会の結果ですので、ご審議のほどよろしく願いします。

福田絹江議長 ありがとうございます。
報告並びに、現地調査後の、部会の報告も終わりました。
ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。
(小池毅農業委員挙手)

小池毅農業委員 はい、小池委員。
受け人と渡し人の関係は他人ですか。
小又一美事務局長 他人です。
小池毅農業委員 集合住宅を建てるのでしょうか。
小又一美事務局長 平屋の一般住宅です。
福田絹江議長 他に何かありましたら、お受けいたします。
(川村耕一農業委員挙手)

小池毅農業委員 はい、川村委員。

川村耕一 農業委員
佐藤修一 推進委員
川村耕一 農業委員
福田絹江 議長

かなりの急こう配に見えるが建設可能なのか。
手前は法面ですが、奥は平らです。
わかりました。
他に何かありましたら、お受けいたします。

福田絹江 議長

(「なし。」の声あり。)

それでは、採決に移ります。

番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田絹江 議長

挙手全員でございます。

よって、番号2番について、原案のとおり許可すること決しました。

福田絹江 議長

続きまして、番号3番について、担当委員の報告を求めます。

(佐藤修一推進委員挙手)

はい、佐藤委員。

佐藤修一 推進委員

わたしは、議案57号の3番を担当しました。

譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。

本申請は、日光市今市本町地内におきまして、売買により店舗敷地拡張を目的とした5条申請です。

申請地は日光市役所から東へ300メートルに位置します。

案内図による説明です。日光市役所から東へ300メートルほど進んだところに申請地があります。

登記簿地目は田、現況は畑です。

周囲の状況は東側は畑、西側は宅地、南側は畑、北側は道路です。

現地には譲渡し人、譲受人、行政書士が立ち会いました。

店舗の敷地拡張を目的とした申請です。給排水はありません。雨水は敷地内浸透処理とします。

現地は砂利敷きになっていたため、譲渡し人、譲受人の連名で始末書が提出されています。

以上のことから、周りに及ぼす影響は無いと考えられます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

福田絹江 議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長

増淵勝 農業委員

店舗敷地の拡張で駐車場目的と思われる。何ら問題はないという部会の統一見解ですので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

福田絹江 議長

ありがとうございました。

報告並びに、現地調査後の報告も終わりました。

ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利 農業委員

砂利敷きにするということですが、東側への影響はないのでしょうか。

佐藤修一 推進委員

東側は4番の申請案件に関連しますので、そこで説明いたします。

福田絹江 議長

他に何かありましたら、お受けいたします。

(「なし。」の声あり。)

福田絹江 議長

それでは、採決に移ります。

番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
福田絹江議長 挙手全員でございます。
よって、番号3番について、原案のとおり許可すること決しました。

福田絹江議長 続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。
(佐藤修一推進委員挙手)
佐藤修一推進委員 はい、佐藤委員。
わたしは議案57号の4番を担当しました。
譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。
本申請は第57号の3番の隣接地ですので、位置図と案内図による説明は省略します。
3番の申請地は店舗拡張目的で妻の申請、4番は申請地は住宅敷地拡張の申請で夫の申請です。名義と目的が異なるため、申請も別々になります。
周囲の状況は東側は道路、西側は宅地と畑、南側は宅地、北側は道路です。
現地には譲渡し人、譲受人の妻、行政書士が立ち会いました。
雨水は敷地内浸透処理で、住宅進入路と駐車場設置の目的です。
以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
福田絹江議長 ありがとうございます。
それでは、次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。
(増淵勝農業委員挙手)
増淵勝農業委員 はい、増淵部会長。
これまで住宅への進入路がなかったことから、駐車場も含めての土地を求めての申請です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

福田絹江議長 報告並びに、現地調査後の報告も終わりました。
鳥獣害対策部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。
(「なし。」の声あり。)
福田絹江議長 それでは、番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
福田絹江議長 挙手全員でございます。
番号4番について、原案のとおり許可すること決しました。

福田絹江議長 次に、番号5番について審議いたします。
ここで、農業委員会等に関する法律 第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、16番 福田正明委員の退席を求めます。
(福田正明農業委員退席 午後3時23分)
福田絹江議長 続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。
(阿久津文枝推進委員挙手)
阿久津文枝推進委員 はい、阿久津委員。
わたしは、総会資料19ページ、議案57号の5番を担当しました。
譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。
本申請は、日光市土沢地内におきまして、使用貸借により一般住宅を

目的とした5条転用申請です。

申請地は板橋バイパス交差点から南西へ250メートルに位置します。

案内図です。板橋交差点から北西へ100メートル進み、右折して南へ250メートルほど進んだところに申請地があります。

登記簿地目、現況ともに田です。

周囲の状況は東側は道路、西側は宅地、南側は宅地と畑、北側は宅地です。

現地には譲渡し人及び行政書士が立ち会いました。

申請地に譲受人である息子の家を建築する計画でくい打ちがしてありました。給水は市水道を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理します。雨水は砂利を敷いて、敷地内浸透処理とします。

周囲はすべて譲渡し人の土地です。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

分家住宅です。何ら問題はないと部会で判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

報告並びに、現地調査後の報告も終わりました。

鳥獣害対策部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

(村上隆推進委員挙手)

はい、村上委員。

使用貸借期間が30年とありますが、親子間での貸借なのでしょうか。贈与ではないのでしょうか。

貸借です。特に問題はありません。

他に何かありましたら、お受けいたします。

(「なし。」の声あり。)

それでは、番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員でございます。

番号5番について、原案のとおり許可すること決しました。

福田 正明(ふくだ まさあき)委員の着席を許可いたします。

(福田正明委員着席 午後3時32分)

次に、番号6番、7番につきまは、関連がありますので、担当委員の一括報告を求めます。

(大貫宣秀推進委員挙手)

はい、大貫委員。

わたしは、議案57号の6、7番を担当しました。総会資料20ページです。

譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。

本申請は、日光市森友地内におきまして、賃貸借により資材置場を目的として転用する5条申請です。

位置図による説明。申請地は森友地内。今市工業学校から南へ600メートルに位置します。

案内図による説明です。今市工業学校から南へ500メートル進み、右折して西へ200メートル、さらに南西へ100メートルほど進んだところに申請地があります。

公図による説明。6、7番とも、登記簿地目は山林、現況は畑です。周囲の状況は東側と西側は宅地、南側は雑種地、北側が宅地と道路です。

土木外構工事用の資材をストックする計画です。

現地には借り人の業者が立ち会いました。

申請地はブロックで囲まれており、給排水はなく、雨水は敷地内浸透です。

借り人は一般土木建築・不動産業を営む、昭和60年8月に設立された資本金2000万円の法人です。申請書には金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。

それでは、次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員

2筆とも資材置き場の申請です。何ら問題はないと部会で判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに、現地調査後の報告も終わりました。

鳥獣害対策部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

(大島一比古推進委員挙手)

はい、大島委員。

大島一比古推進委員

賃貸借5年ですが、一時転用とは違うのでしょうか。

福田 絹江 議長

事務局をお願いします。

鯉 沼 慶 主 査

一時転用ですと、期間は3年間になります。また、一時転用の場合は期間終了後には、農地に戻す必要があります。

大島一比古推進委員

わかりました。

福田 絹江 議長

他に何かありましたら、お受けいたします。

(小池毅委員挙手)

はい、小池委員。

小池毅農業委員

周囲の状況はどうだったでしょうか。

大貫宣秀推進委員

周囲もきれいでした。周囲はコンクリートブロックで囲まれています。進入路もきれいになっていました。周囲が宅地であるため、周囲を汚さない管理を依頼したところ、流出しない対策はしますと回答がありました。

福田 絹江 議長

他に何かありましたら、お受けいたします。

(「なし。」の声あり。)

福田 絹江 議長

それでは、番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田 絹江 議長

挙手全員でございます。

番号6番について、原案のとおり許可すること決しました。

福田 絹江 議長	<p>続きまして、番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
福田 絹江 議長	<p>挙手全員でございます。</p> <p>番号7番について、原案のとおり許可すること決しました。</p>
福田 絹江 議長	<p>日程第9、議案第58号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。</p> <p>(阿久津文枝推進委員挙手)</p>
阿久津文枝推進委員	<p>はい、阿久津委員。</p> <p>わたしは、総会資料は21ページ、議案58号の1番を担当しました。本申請は、日光市文挾町地内において宅地として利用している案件です。</p> <p>願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。</p> <p>文挾町地内の文挾小倉集落センターから南50メートルに位置した場所です。</p> <p>文挾小倉集落センターから南へ50メートル進んだ右手に願出地があります。</p> <p>登記簿地目は田です。</p> <p>周囲の状況は、東側が道路、西側が水路、南側及び北側が宅地です。現地には願出人が立ち会い、くい打ちがしてありました。</p> <p>願出地は、昭和47年頃から居宅を建築し、50年が経過しています。建物を壊して更地にしてありましたので、建物登記事項証明書が添付されています。申請地には納屋があり、納屋内に水路が通っていました。田として利用されていたと思われます。</p> <p>以上、証明することに問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
福田 絹江 議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、報告お願ひします。</p> <p>(増淵勝農業委員挙手)</p>
増淵勝農業委員	<p>はい。増淵部会長。</p> <p>建物登記事項証明書の添付があり、納屋が残っていました。</p> <p>証明することに問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
福田 絹江 議長	<p>報告並びに、現地調査後の報告も終わりました。</p> <p>鳥獣害対策部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。</p> <p>(「なし。」の声あり)</p>
福田 絹江 議長	<p>それでは、番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
福田 絹江 議長	<p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。</p>
福田 絹江 議長	<p>次に、番号2番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>(柴田洋一推進委員挙手)</p>

柴田洋一推進委員

はい、柴田委員。

わたしは議案第58号の2番を担当しました。資料は21ページです。本申請は、日光市日向地内において山林として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。

願出地は、日向地内、日向記念公園から南180メートルに位置した場所です。

野尻大橋を渡り、県道川俣温泉川治線を650メートル進んだ左手の奥に願出地があります。

登記簿地目は畑です。現況は山林です。

現地には願出人と母親が立ち会い、くい打ちがしてありました。

森林現況証明書が添付されております。

周囲の状況は、東側が道路、北側が畑、西側が畑、南側が山林です。

願出地は、桑の木を植林し、養蚕業を営んでおりましたが、1980年頃に辞め、そのままとなり雑木等も生え30年ほど前から山林として利用し、現在に至っています。

現地は太い木が生えておりました。

以上のことから、証明することに問題はないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

福田絹江議長

ありがとうございました。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、報告お願ひします。

(増淵勝農業委員挙手)

増淵勝農業委員

はい。増淵部会長。

現地は山林です。証明に問題はないとの統一見解です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

福田絹江議長

ただいま、報告並びに、現地調査後の部会の報告も終わりました。

ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

加藤英利農業委員

はい、加藤委員。

農地パトロールの際に、確認して、農地ではない通知をするということだったと思うがいかがですか。

鯉沼慶主査

非農地通知を本人宛に出しています。

加藤英利農業委員

当時にではなく、今になって出てきたということですか。

鯉沼慶主査

そのとおりです。

加藤英利農業委員

わかりました。

福田絹江議長

他に何かありましたら、お受けいたします。

(「なし。」の声あり。)

福田絹江議長

それでは、番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田絹江議長

挙手全員でございます。

番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田絹江議長

次に、番号3番について、担当委員の報告を求めます。

(柴田洋一推進委員挙手)

柴田洋一推進委員

はい、柴田委員。

わたしは議案第58号の3番を担当しました。

本申請は、日光市日向地内において山林として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。場所につきましては第58号の2番の隣接地であることから省略させていただきます。

登記簿地目は畑です。現況は山林です。周囲の状況は、東側は道路、西側が山林、北側が畑、南側が山林です。願出地は、昭和60年頃から作物を作らなくなり、雑木等が生え30年前から山林として利用し、現在に至っています。第58号2番と同様に森林現況証明書が添付されております。2番と同様に木がかなり大きくなっています。証明することに、問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

福田絹江議長 ありがとうございます。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。

(増淵勝農業委員挙手)

増淵勝農業委員 はい。増淵部会長。

2番と同様に、現地は山林でした。証明には問題ないとの統一見解です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

福田絹江議長 ありがとうございます。

報告並びに、現地調査後の部会の報告も終わりました。ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

(「なし。」の声あり)

福田絹江議長 それでは、番号3番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田絹江議長 (全員挙手)

挙手全員でございます。

番号3番について、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田絹江議長 次に、番号4番については、事務局の説明を求めます。

(神山隆治農業委員挙手)

神山隆治農業委員 はい、神山委員。

わたしは、議案第58号の4番を担当しました。総会資料は22ページです。

本申請は、日光市土沢地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。願出地は、土沢地内、土沢十文字から南へ160メートルに位置した場所です。

土沢十文字から南へ160メートル進んだ右手に願出地があります。公図による説明です。登記簿地目は畑です。現況は宅地です。周囲の状況は、西側及び北側が道路、東側及び南側が田です。周囲は願出地の弟の土地です。現地には願出人が立ち会いました。建物登記事項証明書が添付されております。願出地は、昭和64年に居宅を新築し、宅地として利用し、30年が経過しております。以上のことから証明することについては問題がないかと思われまますのでご審議の程よろしくお願いたします。

福田 絹江 議長 ありがとうございます。
 それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、報告をお願いします。

(増淵勝農業委員挙手)

増淵勝農業委員 はい。増淵部会長。
 建物登記事項証明書も添付されており、居宅もありました。証明には問題ないとの統一見解です。ご審議のほどよろしくお願いします。

福田 絹江 議長 ありがとうございます。
 報告並びに、現地調査後の部会の報告も終わりました。
 ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様からのご意見、ご質問をお受けいたします。

(「なし。」の声あり)

福田 絹江 議長 それでは、番号4番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

福田 絹江 議長 挙手全員でございます。
 番号4番について、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田 絹江 議長 では、ここで暫時休憩とします。

(午後4時3分～午後4時17分 休憩)

福田 絹江 議長 日程第10、議案第59号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」のうち、所有権移転の1番を議題とし、事務局の説明を求めます。

(永吉和彦副主幹挙手)

永吉和彦副主幹 はい、永吉副主幹。
 議案第59号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。
 本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。
 今月は、『所有権移転』と『利用権設定』の案件がございます。
 ではまず、所有権移転の案件になります。
 総会資料は23ページとなります。
 今月の件数は1件で、面積合計は1筆で2,996平方メートルとなります。
 「譲渡人」・「譲受人」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。
 次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は24ページから26ページになります。
 件数は5件、面積合計は20筆で38,164平方メートルとなります。
 内訳は、申請のすべてが日光市農業公社扱いの案件で、5件とも新規となっております。
 「設定をする者（貸人）」・「設定を受ける者（借人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。
 以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願いいたします。

福田 絹江 議長 説明が終わりました。

福田 絹江 議長 はじめに総会資料25ページの2番について、審議いたします。

福田 絹江 議長 ここで、農業委員会等に関する法律 第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、26番 福田 隆夫委員の退席を求めます。
(福田隆夫委員退席 午後4時28分)

福田 絹江 議長 それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし。」の声あり。)

福田 絹江 議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。

福田 絹江 議長 議案第59号のうち貸借権設定の2番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

福田 絹江 議長 挙手全員であります。

福田 絹江 議長 よって、議案第59号のうち貸借権設定の2番については、原案のとおり決定することに決しました。

福田 絹江 議長 福田 隆夫委員の着席を許可いたします。
(福田隆夫委員着席 午後4時30分)

福田 絹江 議長 次に、貸借権設定の2番以外の案件について、審議いたします。
(福田重勝推進委員挙手)

福田重勝推進委員 はい、福田委員。

永吉和彦副主幹 番号1番の単価の算出根拠はどのようなものですか。

永吉和彦副主幹 申請書によりますと、現金手渡し1,000円と備考欄に記載がありました。

福田 絹江 議長 他に何かありましたら、お受けいたします。
(大島一比古委員挙手)

大島一比古推進委員 はい、大島委員。

永吉和彦副主幹 受人が会社であるが、会社が畑をやるのか。

柏木武推進委員 受人は農地適格法人ではないので、解約条件付きで契約しています。

福田 絹江 議長 受人は野菜を作っている。

福田 絹江 議長 他に何かありましたら、お受けいたします。
(加藤英利委員挙手)

大島一比古推進委員 はい、加藤委員。

永吉和彦副主幹 5番は1筆だが、なぜ分けてあるのか。

永吉和彦副主幹 推測ですが、課税分筆に倣ってこのような申請になっているものと思われる。

小又一美事務局長 やはり推測になりますが、耕作する作物の違いによるものと思われる。例えば、畑の一部だけを貸借する、自作するなどを過去にやって、利用権設定後にそのままずっと課税分筆のまま記載するという例はございます。

大島一比古推進委員 以上です。

永吉和彦副主幹 枝番が漏れているのではないか。

永吉和彦副主幹 申請書どおりで、枝番は漏れていない。

福田 絹江 議長 他に何かありましたら、お受けいたします。
(「なし」の声あり)

福田 絹江 議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。

福田 絹江 議長 議案第59号のうち、貸借権設定の2番以外について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田絹江議長 (全員挙手)
 挙手全員であります。
 よって、議案第59号のうち、貸借権設定の2番以外については、原案のとおり決定することに決しました。

福田絹江議長 日程第11、議案第60号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

永吉和彦副主幹 (永吉和彦副主幹挙手)
 はい、永吉副主幹。
 議案第60号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。
 本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。
 総会資料は27ページから43ページになります。
 件数は28件で、116筆で256,935平方メートルとなります。
 「設定をする者（貸人）」・「設定を受ける者（借人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。
 以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長 説明が終わりました。

福田絹江議長 はじめに総会資料28ページの3番、35ページの17番、38ページの20番について、審議いたします。

福田絹江議長 ここで、農業委員会等に関する法律 第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、30番 佐藤 修一委員の退席を求めます。

福田絹江議長 (佐藤修一委員退席 午後4時41分)

福田絹江議長 それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。

福田絹江議長 (「なし」の声あり)

福田絹江議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。

福田絹江議長 議案第60号のうち、3番、17番、20番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田絹江議長 挙手全員であります。

福田絹江議長 よって、議案第60号のうち、3番、17番、20番については、原案のとおり決定することに決しました。

福田絹江議長 佐藤 修一委員の着席を許可いたします。

福田絹江議長 (佐藤修一委員着席 午後4時43分)

福田絹江議長 次に、総会資料42ページの28番について、審議いたします。

福田絹江議長 ここで、農業委員会等に関する法律 第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、9番 高橋久美子委員の退席を求めます。

福田絹江議長 (高橋久美子委員退席 午後4時43分)

福田絹江議長 それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。

福田絹江議長 (「なし」の声あり)

福田絹江議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。

福田絹江議長 議案第60号のうち、28番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田 絹江 議長 挙手全員であります。
よって、議案第60号のうち、28番については、原案のとおり決定することに決しました。

福田 絹江 議長 高橋 久美子委員の着席を許可いたします。
(高橋久美子委員着席 午後4時44分)

福田 絹江 議長 次に、議案第60号のうち、3番、17番、20番、28番以外の案件について、審議いたします。

福田 絹江 議長 それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし」の声あり)

福田 絹江 議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
議案第60号のうち、3番、17番、20番、28番以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田 絹江 議長 挙手全員であります。
よって、議案第60号のうち、3番、17番、20番、28番以外の案件は、原案のとおり決定することに決しました。

福田 絹江 議長 日程第12、議案第61号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
(吉澤喜代子係長挙手)

吉澤喜代子係長 はい、吉澤係長。
議案第61号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について」ご説明いたします。
総会資料は、追加でお配りしました資料44ページをご覧ください。
本件は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る意見を求めるものです。
今回の変更は、構想自体の変更はなく、「農業経営基盤強化促進法」の改正に伴い栃木県の基本方針が見直されたため、日光市の基本構想につきましても、法改正等に合わせた内容の一部を変更するものです。
基盤法、県の基本方針との間に、齟齬がないよう整えた一部変更のため、市としての方向性や考え方には変更はございません。
基本構想につきましては、日光市が令和3年10月に策定したもので、策定にあたっては令和3年8月の全体協議会にて意見聴取に対して異議なしの報告をしています。
なお、計画期間は令和3年の策定から令和13年までの10年間で、令和7年度に中間の見直しが予定されています。
なお、基本構想につきましては、別に資料をご用意してございますので、ご覧ください。
以上です。

福田 絹江 議長 説明が終わりました。
ここで、ただいまの説明についてのご質問、基本構想(案)についてのご意見等がございましたらお受けいたします。
(「なし」の声あり)

福田 絹江 議長 質疑及び意見聴取を終結し、採決いたします。
議案第61号について、原案のとおり異議はないことに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田 絹江 議長 挙手全員であります。

福田 絹江 議長

よって、議案第61号については、原案のとおり異議はないことに決しました。

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。ありがとうございました。

これをもちまして、令和5年8月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後4時51分